

飯山市新卒者JR通勤補助金交付要綱（概要版）

(R3Ver)

《制定案趣旨》

本要綱は飯山市への若者の移住定住を促進することにより人口の拡大を図ることを目的に、JR線（新幹線、飯山線）を利用する新卒者の通勤費負担を軽減し、JR線の利用促進を図るため補助を行うものです。

新補助制度の対象者は令和元年度以降の『新規学卒者』に限りますが、これは新卒者の賃金は一般的に低く、通勤費の負担が重いことによる市外への転出を防ぐためのものです。

制定のポイント

1 要綱の名称

要綱の名称を『飯山市新卒者JR通勤補助金交付要綱』とします。

2 新規学卒者

- ・令和元年度以降に学校教育法で定める中学校、高校、大学等を卒業した方。

3 補助対象

JR線の通勤定期券代金。

※令和3年4月1日以降に生じた定期券から本補助事業の対象とします。

4 補助限度額及び期間

月額5000円を上限とし、最長で2年間補助します。